

# 東日本大震災に伴う対応と大規模災害対策について

(内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、財務省、厚生労働省、  
農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省)

## 【理 由】

去る3月11日、東日本大震災が発生し、三陸沖を震源とする観測史上最大の地震と、それに伴う津波が、東日本の広い範囲にわたって、想像を絶する被害をもたらした。

さらに、東京電力・福島第一原子力発電所の事故はいまだ終息に至らず、不安定な状況が続くなど、この度の大震災は、我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしている。

この度の震災により犠牲となられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

この大規模災害に対し、これまでも中国ブロック各県においては、被災地支援に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図って参る所存である。

その一方で、東日本大震災による被害の範囲や規模を鑑みると、中国地方において大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中国5県だけでの対応には限界があると言わざるを得ない。

加えて、未曾有の災害である東日本大震災の復興には、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲にわたり、様々な支援を講じなければならない状況の中、現行の災害救助法の枠組みや地方財政制度での対応にも限界がある。

また、中国地方においても、その自然的、社会的条件から、平成18年の台風第13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたした災害が、毎年のように繰り返されている。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。このため抜本的な治水・高潮対策を推進するとともに、高精度の降雨情報の提供など総合的な防災対策の充実を図ることが必要である。

さらに、土砂災害については、総合的な土砂災害対策を講じるため土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する法律として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されているが、中国地方においては、近年では平成21年、22年に集中豪雨による土砂災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

このため、政府においては、今般の東日本大震災等を踏まえ、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

## 【提 案】

### 1 防災対策の検証と被災地域への支援方策の確立

国において、東日本大震災の原因分析と防災対策の検証を行うとともに、この度のような大規模・広範囲に及ぶ災害が起こることを前提とした上で、国による被災自治体への支援方策を確立するほか、迅速・円滑に支援を行うため、国が主体となって、支援する自治体と支援される自治体とをマッチングする被災地支援制度を構築すること。

### 2 災害に強いインフラの整備

東日本大震災を踏まえ、地震・津波対策に係る基準や指針等の見直しを行うとともに、防災上重要な公共土木施設の整備を推進すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があり、空港、港湾、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

### 3 復旧・復興に向けた地方経済対策と地方財源の確保

(1) 東日本大震災により、被災地のみならず、日本全体の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に経営基盤が弱い中小企業の支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。

(2) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復旧・復興・支援に係る財源は別途確保した上で、地方団体の財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。その際、臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

(3) 東日本大震災の復興財源として、政府内に地方公務員の給与カットにより地方交付税を削減する意見があるが、地方は自らの判断により給与を決めることとなり、加えて国に先駆けて血のにじむような懸命の行財政改革に取り組んでいる。

国と地方の協議の場や国会において、必要な制度や法令等について議論することなく、地方の努力を無にするような地方の固有財源である地方交付税総額の削減を行わないこと。

(4) 今回の震災で甚大な被害を被った被災県の財政的、事務的負担軽減の観点から、災害支援に要した経費を、支援した県が直接国へ求償できるよう災害救助法の制度を改正すること。

(5) 被災地以外の自治体においては、避難者の受入れ、受入れの際の一時的な生活資金や生活器具・家電等の給付等、職員派遣など幅広い支援のほか、地域の中小企業への支援など震災の影響による景気への対策も講じており、これらの経費について、

災害救助法の適用範囲の見直しも含め確実に財政措置を講ずること。

#### 4 被災者に対する支援制度の拡充

被災者の生活再建の支援と被災地の速やかな復興のため、被災者生活再建支援制度を更に改善するとともに、被災者生活再建支援基金で対応が困難な超大規模災害については、別途の対応策を講ずること。

#### 5 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業及び海岸事業を強力に推進するとともに、XバンドMPレーダーの整備等ソフト対策の拡充を推進すること。

#### 6 総合的な土砂災害対策の推進

- (1) 国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を促進すること。
- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、警戒避難体制の早急な確立につながる「土砂災害警戒区域」等の指定を円滑に行うため、引き続き砂防関係基礎調査の着実な事業実施を促進すること。